

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【公開番号】特開2017-76989(P2017-76989A)

【公開日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-016

【出願番号】特願2016-217437(P2016-217437)

【国際特許分類】

H 04 W	72/04	(2009.01)
H 04 W	72/12	(2009.01)
H 04 W	24/10	(2009.01)
H 04 W	16/28	(2009.01)
H 04 B	17/24	(2015.01)
H 04 B	17/309	(2015.01)
H 04 J	99/00	(2009.01)
H 04 L	27/26	(2006.01)

【F I】

H 04 W	72/04	1 3 6
H 04 W	72/12	1 3 0
H 04 W	24/10	
H 04 W	16/28	1 3 0
H 04 B	17/24	
H 04 B	17/309	
H 04 J	15/00	
H 04 L	27/26	1 1 4

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年10月12日(2018.10.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0053

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0053】

したがって、ある設計では、CSI-RSの送信は、CSI-RSサブフレームと称される、制限された数のサブフレームに限定されうる。CSI-RSサブフレームの数は、異なるセルにわたる所望のCSI-RS衝突率に基づいて選択されうる。例えば、前述したように、すべてのセルからCSI-RS送信を同じサブフレームに制限することは、衝突の確率が高くなりうるが、UE120のバッテリ・パフォーマンスの向上に役立ちうる。ある設計では、CSI-RSサブフレーム・セットからのラジオ・フレーム内のページング、同期信号、またはPBCCHを含むサブフレーム、すなわち、FDDモードにおけるサブフレーム{0、4、5、9}は、これら制御信号との潜在的な干渉を回避するために、CSI-RSを传送することから除外されうる。